

会 員 規 約

(会員規約の適用)

第1条 本規約は、特定非営利活動法人高次脳機能障害サポートネットひろしまは、(以下「当法人」という) 定款第3章「会員」における会員につき、当法人の運営及び事業に対し有する権利及び義務の詳細を明確にすることによって当法人の運営を円滑に行うために定めるものである。

2 入会と同時に会員は本規約を遵守するものとする。

(会員種別)

第2条 会員とは、本規約を承認し、入会申込書により当法人への入会を申し込み、理事長が承認した個人及び団体とする。

当法人の会員は、次の3種とし、正会員を持って特定非営利活動促進法(以「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人
- (2) 当事者家族会員 当法人の目的に賛同して入会した当事者およびその家族
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人および団体

(入会の申し込み)

第3条 会員として入会しようとするものは、理事長が定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

(入会の承認)

第4条 当法人は次の事由がある場合は入会の承認を行わない場合がある。

- (1) 過去に会員資格を取り消されたものからの申し込みがあった場合
- (2) 入会申し込みに当たり記入した内容に虚偽の記載があった場合
- (3) 正会員の申し込みについては、入会の承認を行わない正当な理由がある場合

(会費及び払い込み方法)

第5条 当法人の会費は、次にあげる額とする。

- (1) 正会員 年会費 5,000円
 - (2) 当事者家族会員 1口 年会費 3,000円
 - (3) 個人賛助会員 1口 年会費 3,000円
 - (4) 団体賛助会員 1口 年会費 10,000円
- (2)～(4)は一口以上何口でも払い込みが出来ます。

入会を認められた申込者全員に年会費請求書を送付する。

年会費の1年とは、会員資格取得月から事業年度末までとする。

年会費の払い込みは年度初め一括払い、ただし年度途中の入会者は入会後速やかに、郵便局振込み用紙にて入金する、もしくは現金にて入金する。

(会員の資格)

第6条 入会を申し込んだ個人及び団体は、当法人が年会費の入金を確認できた時に会員資格を有する。

(会員の権利義務)

第7条 正会員は、総会における議決権を有し、活動及び事業に参画すると共に、当法人の運営に協力する。

当事者家族会員および賛助会員は、総会における議決権は有しないが、活動及び事業に参加すると共に、当法人の活動に関する情報を得ることができる。

(遵守事項)

第8条 当法人の行う活動又は事業に参加、参画する会員は、以下の各項を遵守しなければならない。

(1) 守秘事項

当法人の行う活動及び事業に影響を及ぼすような情報を、部外に漏らさない。
また、個人情報保護法に抵触する行為をしない。

(2) 著作権等

当法人の行う活動又は事業に関する冊子等を新規に制作する必要ある場合には、事前に当法人と協議する。

(3) 営利活動等

当法人の活動を営利目的として行わない。
また、政治上の主義を推進したり、宗教上の教義を広める目的として行わない。

(変更の届け)

第9条 会員は住所その他当法人への届け出内容に変更があった場合には、速やかに所定の届け出を行うこととする。

(会員資格の継続)

第10条 会員の資格喪失がない限り、事業年度末までに継続のための案内を会員に通知する。

(会員の資格喪失)

第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第 12 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第 13 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) 定款やこの規約等に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為その他当法人の会員としてふさわしくない行いをしたとき

(会員規約の変更等)

第 14 条 本規約は当法人定款 23 条(5)、(7)に基づき、総会の決議により追加、修正、変更されることがある。

(拠出金品の不返還)

第 15 条 当法人はすでに納入された入会金、会費、その他の拠出金品は返還しない。

(信義誠実)

第 16 条 本規約に定めのない事項に関しては、会員と当法人間で信義誠実を基本とし、互いに善処するものとする。

附則 この規約は 2019 年 4 月 1 日より施行する。